



身体等に障がいがあり、「表1」・「表2」に該当する方は、軽自動車税が減免になります。(ただし、普通自動車で減免を受けている方は対象になりません)

また、手帳要件に該当する障がいのある方が所有する軽自動車などで、通学・通院のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

*** 昨年度申請をした方**

昨年度に減免の申請をされた方は、本年度以降申請内容に変更がない限り、毎年度申請する必要はありません。**昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請が必要です。**

*** 今年度新たに申請する方**

軽自動車税の納税通知書が届きましたら納付する前に、5月26日(月)までに税務課窓口に手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

*** 本人運転の場合**

①軽自動車税の納税通知書

②身体障害者手帳、戦傷病者手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③運転免許証(本人のもの)

④車検証

⑤印鑑

*** 家族運転・常時介護者運転の場合**

①軽自動車税の納税通知書

②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③運転免許証(運転する方のもの)

④車検証

⑤印鑑

⑥・家族運転の場合

減免資格生計同一証明書
・常時介護者運転の場合
減免資格常時介護証明書

■お問い合わせ

税務課市民税担当

(内線1533・155)

■⑥のお問い合わせ

福祉課障がい福祉担当

(内線1822・183)

表1 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合 (障がい者本人が所有する車を本人が運転)	生計同一者(家族)運転又は常時介護者運転の場合
視覚障がい	1級~3級・4級の1	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢不自由	1級・2級の1・2級の2 (両上肢の障がいのみ対象)	
下肢不自由	1級~6級	1級~3級の1 (両下肢の障がいのみ対象) (3級の1は欠損に限る)
体幹不自由	1級~3級・5級	
幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級 (一上肢にのみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級~6級
心臓・腎臓・呼吸器 膀胱又は直腸・小腸の機能障がい	1級・3級	
免疫・肝臓機能障がい	1級~3級	
視覚・聴覚平衡機能障がい	特別項症~第4項症	
音声機能障がい	特別項症~第2項症 (喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限る)	
上肢不自由	特別項症~第3項症	
下肢不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第3項症
体幹不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第4項症
心臓・腎臓・呼吸 膀胱又は直腸・小腸機能障がい	特別項症~第3項症	
療育手帳【紺色】	障がいの程度 A	
精神障害者保健福祉手帳【緑色】	1級	

表2 軽自動車等の運転手、所有者及び使用目的の範囲

運転手	障がい者本人の状況	車の所有者	使用目的
障がい者本人		障がい者本人	目的は問わない
障がい者と生計を一にする者(家族等)	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	障がい者と生計を一にする者(家族等)	身体障がい者の ・通院・通学・通所 ・通勤・生業に使用する。 (1年を通し、週三日以上 もしくは総使用日数が、 走行距離数の50%以上)
	上記以外	障がい者が18歳以上 障がい者が18歳未満	
障がい者を常時介護する者	世帯全員が身体障がい者等		障がい者本人

* 生計を一にする者(家族等)・常時介護する者が運転し、減免を申請する場合には、⑥(減免資格証明書)が必要です。